

山梨県男女共同参画計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本的考え方
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

策定年月 平成14年2月

計画期間 平成14年度～18年度

第2章 計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 日本の動き
- 3 山梨県の取組
- 4 本県の男女を取り巻く社会環境の変化

第3章 計画内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

男女共同参画社会の基礎となっている理念は、男女が性別、職業などにかかわらず、誰もが人として尊重され、生きる権利を確立することです。我が国では、昭和20年（1945年）の女性参政権の実現、昭和22年（1947年）の日本国憲法への男女平等原則の明記（14条・24条）を経て男女同権への足がかりができました。

それから半世紀がたち、今日の女性の地位は着実に向上してきました。しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（山梨県：平成12年）によると、家庭、地域社会、職場など、ほとんどの分野で「男性の方が優遇されている」と、不平等を感じている人の割合が男女ともに多くあります。社会の仕組みや慣習の中に根強い男女の役割分担意識があり、その結果、現在でも人々の行動に差別や偏見が残され、女性を家庭に束縛したり、主体的な生き方を妨げている要因ともなっています。

こうしたことから、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正するために、あらゆる機会に啓発・普及活動を行い、社会全体の気運の醸成を図るとともに、男女平等に根ざした教育が幼い時から家庭、学校、社会において行われる必要があります。

また、平成12年（2000年）6月に開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、女性に対する暴力を重要な課題として取り上げ、女性の基本的人権を侵害する重大な社会問題として、各国は防止に向け立法措置をとることなどを成果文書に盛り込みました。このことを受けて、国においては、「男女共同参画基本計画」（総理府：平成12年12月）に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を施策の方向に位置付けるとともに平成13年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

今後、男女が一人の人間として尊重される社会づくりに向けて、県民の意識改革を推進する必要があります。

重点目標1 男女平等意識の醸成

<現状と課題>

家庭、地域社会や職場においては、「男は仕事、女は家庭」等の性別による固定的な役割分担意識や、女性を一人前とみなさないしきたりや慣習がまだ根強く残っていることから、女性に対する差別や偏見の是正を着実に進める必要があります。このため、あらゆる分野で人権尊重の理念を根づかせ、性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に向けた県民意識の高揚を図る必要があります。

また、女性が自ら保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られる法識字（リーガル・リテラシー）の推進を図ることも必要です。

さらに、県民生活の中で、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼすものにテレビや雑誌、新聞などのメディアがあります。このメディアには、男女のさまざまな参画の姿が広く伝わる反面、性別役割分担やジェンダーによる固定的な姿、あるいは、女性の性的側面が強調された内容が伝達されるなどの面もあります。表現の自由は保障されなければなりません、メディア自体の自主的な取組を求める必要があります。また、私たちがメディア

の発信する情報を的確に理解し、読み解く能力（メディア・リテラシー）の向上を図ることも必要です。

また、県や市町村等の行政機関が作成する広報や出版物の内容が、男女共同参画の理念に沿ったものとなるよう取り組む必要があります。

<施策の方向>

(1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成

- ① 男女共同参画に関わる諸問題について理解を深めるため、「男女共同参画推進月間」には、県民を対象にフォーラムや研修会等を開催し啓発活動を実施します。また、インターネット等の多様な通信媒体を通じて広報活動を推進します。(男女共同参画課)
- ② 男女共同参画の理念が更に浸透するよう市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催します。(男女共同参画課)
- ③ 女性の人権が尊重される社会を創るため、憲法をはじめとする国内法令、国際条約等について、誰もが理解しやすい形で広報するなど、理解の促進と活用能力の向上に努めます。また、法令等により保障される人権に関し、正しい知識が得られる学習の場を充実します。(男女共同参画課)
- ④ 男女共同参画に関わる状況や統計調査資料などを取りまとめ、年次報告書を発行するとともに、インターネット等の通信媒体を活用し提供します。(男女共同参画課)
- ⑤ 男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の高揚を図ります。(男女共同参画課)

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアなどにおける「性の商品化」や暴力表現が、女性の人権を侵害しているという意識を深め、女性の人権を保障する視点から、「性の商品化」や暴力表現について慎重を期すよう、理解と協力を求めます。(男女共同参画課)
- ② 新たなインターネットなどを含むメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の向上を積極的に働きかけます。(男女共同参画課)
- ③ 性、暴力表現の有害な出版物、コンピューターソフトなどから青少年を保護するため、関係業界へ自主的な規制の取組を促したり、県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の効果的運用による有害図書類の規制や、地域における環境浄化運動を推進します。(青少年課)
- ④ 男女平等に敏感な視点をもって広報等に携われるよう、行政広報紙等の公的な出版物に関するガイドラインを作成し、関係機関に対して啓発に努めます。(男女共同参画課)

重点目標 2 男女平等を推進する教育と学習内容の充実

<現状と課題>

男女共同参画を推進する上で、県民の男女平等の意識形成に向け、家庭や学校、社会における教育の果たす役割は、非常に大きなものがあります。特に子どもが男女共同参画について初めて学ぶ家庭において、男女が協力し合い、家族として責任と社会参画を共に果たしていく姿を見せることが大切であり、このことが理解されるよう親への学習の機会や啓発が重要です。

学校においては、男女平等の意識形成に果たす役割が大きいことから、人権の尊重を基本とする性別にとられない男女平等・男女共同参画の視点に配慮した教育の推進や学校運営が重要です。「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、学校生活では、男性が優遇されていると感じている人が6.1%と男女平等の意識の浸透は他に比べ進んでいます。しかし、男女共同参画社会を形成するためには、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等についての学校教育をさらに進める必要があります。

男女共同参画社会の促進を図るため、各種メディアを活用するなど学習機会を充実し、男女共同参画を進める地域リーダーの育成や若い世代から高齢者まで多くの県民を対象として、男女平等の生涯学習に取り組む必要があります。

<施策の方向>

(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

- ① 学校教育においてジェンダーに敏感な視点を組み込み、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての教育の充実を図ります。また、人権の尊重、男女の平等についての人権教育推進校を指定し、教育内容等

の実践的な研究を推進します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)

- ② 幼稚園、保育所において、幼児期からジェンダーに敏感な視点に立っての男女平等教育に努めます。(私学文書課、児童家庭課)
- ③ 男女平等に関する理解を深めるため、教職員に対する意識啓発や研修等の充実を図り、学校におけるホームルーム活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないように指導に努めます。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ④ 発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等に基づく異性観などを身につけるよう、幼児期からの性教育の充実を努めます。(私学文書課、スポーツ健康課)
- ⑤ 進路選択について、生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれず、主体的に選択できるよう指導します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ⑥ 男女混合名簿の導入については、男女共同参画社会をめざす意識を高めるためのひとつの有効な手段であるとの認識のもとに、それぞれの学校等の実情に合わせて推進を図ります。
(私学文書課、児童家庭課、義務教育課、高校教育課)

(2) 家庭等における男女平等教育の推進

- ① 親や親となる男女を対象に、家庭教育の重要性について学ぶ機会を積極的に提供するとともに 家庭教育への参画を促進するため、学習の機会や内容を充実します。(生涯学習文化課、社会教育課)
- ② 父親の家庭教育への参加を促すため、家庭教育に関する講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ③ 地域社会等における男女平等を推進するため、社会教育等に携わる職員や地域リーダーに対する男女平等に関する研修を充実します。(社会教育課)
- ④ 職場における男女平等に関する認識を深めるため、企業等に向けて経営者や従業員に対する学習機会を提供します。(男女共同参画課)
- ⑤ 県と市町村や教育機関、団体等が連携を図り、性別役割分担によるライフスタイルを改善するための学習活動を支援するとともに、情報提供や啓発活動を行います。(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)

(3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- ① 若い世代の人から高齢者など多くの県民に対して、女性センターをはじめ社会教育や生涯学習機関等において、男女共同参画の意識高揚に向けた様々な講座等の学習機会を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ② 生涯学習関係職員を対象に、男女共同参画についての理解を深める研修会等を実施します。
(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ③ 各種メディアを活用して広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ④ 各種講座を受講した意欲的な人がその成果を地域で活かせるよう、県や市町村において様々な機会への登用を働きかけます。(生涯学習文化課、男女共同参画課)

重点目標 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

女性に対する暴力の問題は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。暴力は誰に対しても決して許されるべきではありませんが、特に立場の弱い女性が暴力を受けている現状から、人権侵害として厳正な対処が必要です。これまで女性への暴力は潜在化していたことから重大な問題としては認識されておらず、男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」では、「女性が暴力等を受けた実態と、その対応」を聞いたところ、「心理的いやがらせ」に8.2%、「身体的暴力」に5.0%が回答しています。また、対応では、約30%の人が「だれにも相談しなかった」と回答しています。特に夫・パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、積極的な対応が急務とされています。

このため、女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境づくりに向け、加害者の取り締まり強化や被害女性への支援体制を整備する必要があります。

＜施策の方向＞

(1) 暴力を根絶するための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力防止や女性の人権尊重についての社会の認識を高めるため、県民を対象に広報などにより意識啓発を行います。(男女共同参画課、警察本部)
- ② 県警察女性・子どもを守るネットワーク及び県犯罪被害者支援連絡協議会などを通じ関係機関の連携を強化し、女性に対する暴力の防止及び被害者支援を進めます。(警察本部)

(2) 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶

- ① 配偶者・パートナー等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪であるとの意識啓発を行い、被害者の早期救済に努めるとともに加害者に対し厳正に対処することにより、被害の潜在化を防ぎ、女性の人権が守られる環境づくりを進めます。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)
- ② 女性の暴力に関わる相談や被害者の救済が円滑に対応できるよう、警察、地方自治体等で構成する関係機関連絡協議会の連携をより強化し、被害者に応じた生活自立が図られるよう支援します。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、事業主等の認識を高め、防止対策の徹底が図られるようセクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努めます。(男女共同参画課、労政雇用課)
- ② 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため教員研修の実施や苦情相談体制の整備への取組が進められるよう積極的に対応します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)

(4) ストーカー行為等への対策

- ストーカー行為等を防止するため、その根絶に向けた意識啓発、被害者の救済、保護、取り締まりの強化など総合的な取組を推進します。(警察本部)

基本目標II 男女共同参画による豊かな社会づくり

男性も女性も一人の人間として尊重され、自らの意思と責任によって生き方を選択し、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、男女の固定的な役割分担意識に基づく考え方や行動が、長い間社会のシステムとして浸透してきたことにより、家庭や地域における慣習や職場における慣行などとして残り、個人の主体的な生き方を制限することにもつながっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)によると、「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%という結果からも伺えるように、本県は性別による固定的な役割分担意識が強い傾向にあります。

このため、日常当然と思っている社会慣行等を性別の偏りにつながるおそれのないように、男女平等の視点で見直していく必要があります。

また、活力ある豊かな社会を創っていくためには、地域活動においても、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であることから、あらゆる分野において政策や方針決定過程へ、男女が対等に参画することが大切です。

さらに世界に目を向けると、「国際婦人年」を契機として、国連を中心に世界的取組が進み、「女性問題の解決は、国際的に共通の課題である」という認識が深くなってきました。

男女共同参画社会を実現していくためには、今後も国際的な動向を踏まえて、その成果を取り入れていくことが必要です。

こうしたことから「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、国際社会の一員として、今後も地球社会の「平等、開発、平和」の目標達成に向けて、国際的な連携・協力を図っていくことが求められています。

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

＜現状と課題＞

男女共同参画社会を実現するためには、男女の偏りをなくす男女共同参画の視点からも、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であり、あらゆる分野の政策・方針決定の場へ、男女が対等に参画することが大切です。

しかし、人口の半分を女性が占めているにもかかわらず、県の審議会委員等への女性の登用率は、平成13年6

月現在20.8%であり、平成3年6月の11.0%に比べてほぼ2倍になっているもののまだ少ない状況であり、女性の意見が社会に十分に反映されているとは言えない状況にあります。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、女性があまり進出していない分野への女性の進出を図るためには、「企業・国などが女性職員の採用・登用等に目標を設けること」や、「国や地方公共団体の審議会等の委員に女性を積極的に任命することが必要である」との回答が、男女共に多くなっています。

このため、女性があらゆる分野の政策・方針決定過程へ参画できるように、女性のエンパワーメントを支援するとともに、県はもとより、市町村、関係機関、団体、企業等へも働きかけてあらゆる分野への女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

<施策の方向>

(1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

- ① 県の審議会委員等へ女性を積極的に登用します。(人事課)
- ② 県の審議会委員等の選出にあたっては、一部公募制の導入を更に推進します。(人事課)
- ③ 県の審議会委員等への女性の参画状況を定期的に調査し、公表します。(男女共同参画課、人事課)
- ④ 市町村に対して、行政委員、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう働きかけるとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤ あらゆる場への女性の積極的な登用を促進するために設置している「やまなし女性人材バンク」の充実を図るとともに、有効利用を働きかけます。(男女共同参画課)
- ⑥ 各種協議会委員等へ、女性を積極的に登用するよう働きかけます。(男女共同参画課)

(2) 女性職員の登用の促進

- ① 県では、女性の能力開発についての取組を更に進め、女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。(人事課)
- ② 県では、女性教員の管理職への積極的な登用に努めます。(義務教育課、高校教育課)
- ③ 県の女性職員の登用状況を定期的に調査し、公表します。(男女共同参画課、人事課)
- ④ 市町村に対して、女性職員の登用促進を働きかけるとともに、必要な情報を提供します。(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤ 企業に対し、方針決定過程へ女性の参画が促進されるよう働きかけます。(男女共同参画課)

(3) 女性の人材育成

- ① 女性の審議会委員等への登用促進を図るため、各女性センター等において政策・方針決定過程に参画できる人材を育成するための講座の充実を図ります。(男女共同参画課、社会教育課)
- ② 男女共同参画社会づくりを推進するため、先進諸外国における男女共同参画社会形成の過程等の調査研究を支援するとともに、地域の課題を解決するためのリーダーを養成します。(男女共同参画課、社会教育課)

重点目標2 男女平等の視点に立った社会慣行の見直し

<現状と課題>

社会慣行の中には、基幹的な労働は男性が、家事労働と補助的な労働は女性が、というように、労働を性別で分けることや、組織的活動の代表者には男性になるというような慣行が、今なお残っています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、本県においては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%（全国25.0%）、同感しない人が22.7%（全国48.3%）であり、同感する人が他県に比べて多くなっています。

男女平等・男女共同の実現に優先すべきこととして「居住地区内のしきたりや古くからの慣習を改める」との回答が男性43.7%、女性47.6%となっており、「家庭内のしきたりや古くからの慣習を改める」が男性39.7%、女性43.5%と多くなっています。

このようなことから、家庭、地域、職場等の身近にある慣習や慣行等を、男女共同参画の視点から見直していくことが大切です。そのため、シンポジウムや研修会等を通じて、各種の啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 家庭及び地域における慣習の見直し

- ① 性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習を見直すため、各種の研修会や講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)
 - ② 長い間地域に根づいてきた慣習について、性別の偏りにつながるおそれのあるものを見直すための広報活動を充実します。(男女共同参画課)
 - ③ 性別による偏りにつながるおそれのある慣習について、県が各市町村単位に置く男女共同参画推進リーダー等を通じて見直すよう呼びかけます。(男女共同参画課)
 - ④ 県民の男女共同参画意識や男女平等を阻害する慣行などについて、定期的の実態を調査し、公表します。(男女共同参画課)
- (2) 職場における慣行の見直し
- ① 市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催し、固定的な性別役割分担意識に基づく職場慣行を見直すよう働きかけます。(男女共同参画課)
 - ② 企業に対して、職場における男女平等に関する認識を深めるとともに、慣行の中で性別の偏りにつながるおそれのあるものについて見直すよう、経営者や従業員に対する学習機会を提供します。(男女共同参画課)

重点目標 3 地域社会への男女共同参画の促進

<現状と課題>

活力ある地域社会を創っていくためには、地域活動に対して、男女が共に責任を持つとともに、積極的に参画していくことが必要です。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、社会活動の参加状況について、男性は、自治会活動、環境ボランティア活動、生涯学習（文化・スポーツ活動）の分野へ多く参画しており、女性は、福祉ボランティア活動、PTA・育成会活動、消費者活動の分野へ男性より多く参画しています。

また、男性は、社会活動に参加したくても参加できない理由として58.5%の人が「仕事が多忙で時間がないから」と、女性より高い割合を示しています。一方、自治会、町内会等の地域活動の役職者は男性が多く、女性は補助的な仕事という場合も少なくありません。

このような状況からも、男性はこれまでの仕事中心であったライフスタイルを見直して地域活動により多く参画すること、また、女性は地域活動の運営等に積極的に参画することが必要です。

このため、男女が共に参画した地域社会活動により、豊かな社会を築いていくための広報や啓発を充実することが必要です。

<施策の方向>

(1) 地域社会活動への男女共同参画の促進

- ① 男性の職場中心の意識・ライフスタイルを見直し、地域活動への共同参画が促進できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。(男女共同参画課)
- ② 自治会、町内会等の地域組織の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による地域づくりを推進するよう、啓発活動を行います。(男女共同参画課)
- ③ PTAや消費者活動などの地域活動へ男性の参画を促進するよう、意識啓発に努めます。(男女共同参画課)
- ④ ボランティアやNPO活動に関する普及啓発や情報提供を行い、自主的な活動参加の促進を図ります。(県民生活課)
- ⑤ 地域社会を豊かにしていくために、気軽に、いつでも、どこでも、誰でもがボランティアやNPO活動への参加が促進されるよう環境を整備します。(県民生活課)

(2) 環境保全活動への参画促進

- ① 環境保全に関するフォーラムや環境月間行事等の開催を通じて、環境に対する意識啓発に努めます。(環境活動推進課)
- ② 環境アドバイザーを派遣し、地域の身近な環境学習を支援し、活動の促進を図ります。(環境活動推進課)

重点目標 4 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

<現状と課題>

国際婦人年以來、女性問題解決への取組は、国際的な動きと連動しながら進められてきました。

近年は、ますます政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、グローバル化が進展しており、

男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組や成果を十分活用することが重要となっています。

本県においては、海外渡航者や外国人登録者数が年々増加し、国籍も多様化して、身近な環境においてもグローバル化が進んでいます。

こうした中で、国際社会の一員としての責任と役割を果たすためには、国際交流・協力を通じて世界の国々の文化についての理解を深めるとともに、男女共同参画に関する国際的な規範等を施策に反映する必要があります。また、県内に在住している外国人が安心して暮らせるよう、環境整備を進めていく必要があります。

<施策の方向>

(1) 国際社会の情報収集及び提供

- ① 男女共同参画について関連の深い条約や、国際的な規範等について、施策への反映に努めます。(男女共同参画課)
- ② 国際社会の一員として、男女共同参画を推進していくという気運を醸成していくため、男女共同参画に向けての国際社会におけるさまざまな取組について、情報を収集し、県民に提供します。(男女共同参画課)

(2) 国際交流・国際協力活動等への参画促進

- ① 女性が自ら企画し、実践する国際交流及び国際協力活動を推進するため、情報の提供や相談体制の充実、更には交流団体相互の連携促進など、民間国際交流・協力の中核的団体である国際交流協会の機能強化を図ります。(国際課)
- ② 県民及び外国人が相互に異文化を理解するため、学習会、講座、交流会を開催します。(男女共同参画課、国際課、社会教育課)
- ③ 国際的視野を持ち、女性の積極的な社会参画と国際交流を促進する女性リーダーを育成するため、海外派遣研修事業を実施します。(青少年課、男女共同参画課、社会教育課)
- ④ 国際理解と友好親善を深めるための姉妹・友好地域との交流をはじめ、さまざまな国際交流の場への女性の参画を促進し、幅広く国際交流を推進します。(青少年課、男女共同参画課)
- ⑤ 県内在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語による相談及び情報提供を行います。(国際課、警察本部)
- ⑥ 開発途上国の社会的、経済的発展に寄与するため、青年海外協力隊等への本県女性の積極的な参画を促進します。(国際課)
- ⑦ 国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供し、国際社会の各分野で活躍できる人材を育成するため、青年国際交流事業への参加を促進します。(青少年課)

基本目標Ⅲ 共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくり

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できる社会の形成が重要な課題となっています。就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持つことから、男女が共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくりが大切です。

女性の年齢別の労働力率は、出産や育児期にあたる年齢層で大きく減少し、育児から手が離れる時期に再就職をするというM字型を描いていますが、女性の労働力率と就業希望率を合計するとM字カーブのくぼみがほとんどなくなることから、出産や育児期にある女性が、就業希望を持ちながらも就業を継続できず仕事をやめている状況があることがわかります。

生産年齢人口が減少する中で、女性の労働力が必要とされていることから、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保し、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されることが必要です。

また、仕事を持つ男女が、育児や介護の家族的責任を果たすために、育児・介護休業が取得でき職場復帰しやすい労働環境づくりなど、仕事と育児や介護を両立するための支援体制の整備も強く求められています。

さらに、女性が重要な担い手となっている自営の農林業や商工業においても、女性が持てる力を十分発揮し評価される就業環境の整備が必要です。

重点目標 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<現状と課題>

男女雇用機会均等法の施行から15年が経過し、女性の働く環境は着実に整備されてきました。本県における女性の就業率は、平成12年の国勢調査によると48.9%であり、全国平均の46.0%をやや上回っています。

しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、職場における男女の不平等感について、男女とも男性優遇を感じており、特に「賃金・給与・昇給」に不平等を強く感じています。

雇用の分野において、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保がなされることが重要です。

このため、男女雇用機会均等法等の定着や、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的な取組（ポジティブ・アクション）の導入、さらに、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するセクシュアル・ハラスメントの防止対策等、就業環境の整備に向けた取組を促進する必要があります。

<施策の方向>

(1) 男女雇用機会均等法の履行の確保

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するため、事業主に対し「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ② 事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントへの理解を深めるための啓発を行うとともに、事業所内での予防、相談体制の充実を働きかけます。(労政雇用課)
- ③ 事業主及び労働者に対する就業実態調査を実施し、男女格差の是正や働きやすい環境づくりが推進できるよう事業主に対し啓発を図ります。(労政雇用課)
- ④ 「男女雇用機会均等法」に沿った雇用管理を推進している事業主の取組を紹介し、法に沿った雇用管理の普及を図ります。(労政雇用課)

(2) 女性の能力発揮のための積極的取組の推進

- ① 事業主に対し、女性が能力発揮するための積極的取組（ポジティブ・アクション）の実行を働きかけます。(労政雇用課)
- ② 新規学卒者の募集及び採用時に、女子学生に均等な機会が与えられることが徹底されるよう事業主に対する啓発を図ります。(労政雇用課)

(3) 母性健康管理対策の推進

- ① 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導や健康診査を受けるための必要な時間が確保されるとともに、保健指導による勤務時間の変更及び勤務の軽減などが講じられるよう、事業主に対し「労働基準法」及び「男女雇用機会均等法」に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ② 妊娠や出産を理由とし、雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないよう、事業主に対し望ましい雇用管理の在り方や環境整備について啓発を図ります。(労政雇用課)

重点目標 2 多様な働き方への支援

<現状と課題>

経済構造の変化や技術革新が進む中で、労働者がその能力を十分に発揮するためには、常に新しい知識や技術の修得が求められていることから、労働者の職域拡大や職業能力の向上を図るための情報提供や職業訓練等の充実が必要です。

また、少子・高齢化の進展による労働力の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した人が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層期待されることから、インターネット等による情報提供や、きめ細かな職業相談等を行っていく必要があります。

さらに、労働者が多様な価値観やライフスタイル等に応じた働き方ができ、育児期等にある人が家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することができる就業環境の整備が必要です。こうしたことから、パートタイム労働者及び派遣労働者に対する適正な労働条件の確保に努めるとともに、在宅就業等さまざまな就業形態を普及させる必要があります。また、雇用・就業形態が多様化する中で生ずる雇用・就業をめぐる労使の紛争を解決して雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談等を行っていく必要があります。